

魚津市告示第152号

魚津市地域おこし協力隊起業等支援補助金交付要綱の一部改正
について

魚津市地域おこし協力隊起業等支援補助金交付要綱（令和5年魚津市告示
第87号）の一部を次のように改正する。

令和5年11月14日

魚津市長 村椿 晃

改正後	改正前
<p>第1条－第3条 (略)</p> <p>(補助対象者)</p> <p>第4条 補助金の交付の対象となるのは、<u>隊員の任期2年目から任期終了後1年以内に市内で起業等する者とする。</u></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付の対象としない。</p> <p><u>(1) 設置要綱第4条第2項第1号の規定により任期1年目に解嘱の申出があった者</u></p> <p><u>(2) 設置要綱第4条第2項第2号から第4号までの規定により解嘱された者</u></p> <p><u>(3) (略)</u></p> <p><u>(4) (略)</u></p> <p><u>(5) (略)</u></p> <p><u>(6) (略)</u></p> <p>第5条－第20条 (略)</p> <p>様式第1号－様式第10号 (略)</p>	<p>第1条－第3条 (略)</p> <p>(補助対象者)</p> <p>第4条 補助金の交付の対象となるのは、<u>次の各号のいずれかに該当するものとする。</u></p> <p><u>(1) 隊員の任期終了の日前1年以内の者</u></p> <p><u>(2) 隊員の任期終了の日から1年以内の者</u></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付の対象としない。</p> <p><u>(1) 設置要綱第4条第2項の規定により任期の途中で解嘱された者</u></p> <p><u>(2) (略)</u></p> <p><u>(3) (略)</u></p> <p><u>(4) (略)</u></p> <p><u>(5) (略)</u></p> <p>第5条－第20条 (略)</p> <p>様式第1号－様式第10号 (略)</p>

附 則

この告示は、公表の日から施行する。